

各老人福祉施設運営法人代表者
各指定介護保険施設運営法人代表者
各指定介護サービス事業所運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護現場におけるカスタマーハラスメントへの適切な対策のお願い及び実態調査の実施について

平素より県高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日に改正労働施策総合推進法が施行され、介護事業所等を含むすべての事業主に対してカスタマーハラスメント対策の雇用管理上の措置が義務付けられました。介護現場におけるカスタマーハラスメント対策については、厚生労働省のマニュアルをはじめとする参考情報を下記の本県ホームページに掲載しておりますので、ご活用の上、改めて各事業所等における適切な対策をお願い申し上げます。

また、介護等の現場におけるカスタマーハラスメントの実態を把握し、県の施策に反映するとともに、介護職員の方々が安心して介護サービスを提供できる環境づくりを進めることを目的として、カスタマーハラスメントに関する調査を実施いたします。

ご多忙のところ恐縮ですが、下記のとおりご回答くださいますようお願いいたします。

本調査結果については、個別の事業所が特定されない形で集計・分析を行い、市町村への情報提供や調査結果の公表等に活用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

記

- 1 調査内容 カスタマーハラスメント実態調査
- 2 提出方法 下記フォームによりご回答ください。
＜LoGo フォーム＞
<https://logoform.jp/form/T8mB/1819073>
- 3 回答期限 令和 8 年 10 月 28 日（水）
- 4 参考情報 岐阜県公式ホームページ
[介護現場におけるカスタマーハラスメント対策について](#)